

平成29年度の開示請求および処理状況などを公表します

須恵町の情報公開・個人情報保護 平成29年度 運用状況報告書

1 公文書開示状況

①開示請求状況

平成29年度の公文書開示請求件数は21件です。
開示請求者別内訳表は表1のとおりです。

表1 開示請求者別内訳表

| 開示請求の区分 | 件数 |
|-----------------------|----|
| 町の区域内に住所を有する個人 | 8 |
| 町の区域内に事務所を有する法人その他の団体 | 0 |
| 町の区域外に住所を有する個人 | 2 |
| 町の区域外に事務所を有する法人その他の団体 | 11 |
| 合計 | 21 |

②実施機関別開示請求状況および決定状況(表2)

| 実施機関 | 請求件数 | 開示請求の主な内容 |
|--------|------|---------------------------------|
| 総務課 | 3 | 条例改正に関する事、情報公開に関する事、機構図に関する事 |
| 都市整備課 | 1 | 境界確定に関する事 |
| 地域振興課 | 1 | 商工会補助金に関する事 |
| 上下水道課 | 1 | 管理施設構造に関する事 |
| 住民課 | 4 | 住民票に関する事、戸籍に関する事、印鑑証明に関する事 |
| 健康福祉課 | 2 | 身体障害者手帳交付申請に関する事 |
| 税務課 | 3 | 課税情報に関する事、地番現況図に関する事、軽自動車税に関する事 |
| 議会事務局 | 1 | 議事録に関する事 |
| 子ども教育課 | 8 | 管理施設構造に関する事、教科書採択に関する事 |
| 社会教育課 | 1 | 管理施設構造に関する事 |
| 合計 | 25 | |

| 実施機関 | 請求件数 | 決定などの状況 | | | | |
|--------|------|---------|------|------------|----|------|
| | | 開示 | 一部開示 | 非開示 不存在 | 却下 | 取り下げ |
| 総務課 | 3 | 2 | | 1 | 1 | |
| 都市整備課 | 1 | | 1 | | | |
| 地域振興課 | 1 | 1 | | | | |
| 上下水道課 | 1 | 1 | | | | |
| 住民課 | 4 | 3 | 1 | | | |
| 健康福祉課 | 2 | 2 | | | | |
| 税務課 | 3 | 3 | | | | |
| 議会事務局 | 1 | 1 | | | | |
| 子ども教育課 | 8 | 1 | 7 | | | |
| 社会教育課 | 1 | 1 | | | | |
| 合計 | 25 | 15 | 9 | 1 | 1 | |

※表2の請求件数の合計が表1の合計と異なる理由は、開示請求が複数課にわたるため。

③一部開示と非開示事由の理由状況

開示請求に対する決定の状況(表2)のうち、一部開示および非開示事由の決定状況は表3のとおりです。

表3 一部開示・非開示事由の事由別適用件数

| 号 | 項目 | 件 |
|----|--|-------------|
| 2号 | 個人が識別される情報 個人が識別される情報のただし書きにより開示の対象とする情報 | 8 |
| 3号 | 法人等の正当な利益を害する情報 法人等の正当な利益を害する情報のただし書きにより開示の対象とする情報 法人等の正当な利益を害すると認められないため開示の対象とする情報 不存在 | 1 1 1 |

④公文書開示請求写し交付枚数および金額

写しの交付枚数は182枚で、郵送などを含め交付にかかった金額は2,785円となっています。

| | | |
|----------|--------|--------|
| 2 審査請求状況 | 平成29年度 | 審査請求なし |
| 3 苦情申出状況 | 平成29年度 | 苦情申出なし |



今月のポイント

フリマアプリ(個人間での売買)を利用した取引は慎重に!

相談事例①

偽物が届いた

スマートフォンでフリマアプリでずっと欲しかった数量限定生産のスーパーカーを見つけ、正規販売店納品書付きと書かれていたため購入した。しかし送られてきたものは明らかに偽物で納品書の日本語記載もおかしかった。キャンセルしたいが出品者と連絡が取れない。(30代 男性)

相談事例②

商品が届かない

フリマアプリで素敵なブランドコートが出品され、「美品」と紹介されていたため購入した。商品発送のメールは来

たが10日たっても商品が届かない。アプリ運営会社の電話番号がわからず問い合わせもできない。(60代 女性)

相談事例③

追加料金を請求された

「簡単に儲かる」という情報教材をフリマアプリで購入した。しかし全く儲からないので、出品者に連絡をしたところ「追加料金を払えば使い方をアドバイスする」と言われた。当初の説明と全く違ったためアプリの運営会社に苦情を言ったが、取引は終了しているため当事者間で話し合うよう言われた。(20代 男性)

アドバイス

買主も売主も基本的には自己責任です。

★「フリマアプリ」を利用した金銭・商品のやり取りは、売主と買主の間に運営会社が入り仲介はしますが、基本的には個人間の取引となるため、万が一トラブルが発生した場合、当事者間で解決するのが原則です。

★大手のフリマアプリでは、支払いの際、フリマ運営会社を介して代金をやり取りする「エスクローサービス」が導入されています。これは、代金

の支払いを直接売主に行うのではなく、買主が一定の手続きをしないと売主への代金が保留になるので、売主と買主にトラブルが発生した場合は、その間に当事者同士で話し合うことができるシステムです。

★取引をする場合はまず規約をよく読み、出品者が設定したルールを確認の上、慎重に利用しましょう。運営会社によっては相談事例②のように電話での問い合わせ窓口はなく、メールやサイト上のメッセージ機能でしか対応していないところもあります。

★フリマアプリは手軽に利用でき、未成年者の利用も増えています。サービスを利用する場合は、家族などと利用方法を十分に話し合しましょう。

★「出品したものが偽造品だ」と言いがかりをつけられ、商品代金が支払われなかったなど、出品者側からの相談も増えています。便利さだけでなく、トラブルが起った時のリスクも考えて慎重に取引をしましょう。



消費生活相談のお知らせ

かすや中南部 広域消費生活センター

開設日 月曜～金曜
(祝日・年末年始は休み)

相談時間 10時～15時30分

場所

志免町地域安全安心センター2階
(志免町志免中央1の10の10)

問い合わせ先

☎036-1594

須恵町消費生活出張相談窓口

開設日 第2・第4月曜
(祝日・年末年始は休み)

相談時間 10時～12時

場所

須恵町役場2階会議室
(地域振興課前)

問い合わせ先

☎0362-14388

※電話での相談の際は、お手元に書類などを準備してご連絡をお願いします。

※来所相談の際は、事前に電話にて必要書類の確認、相談日時の調整をしていただくこと円滑に相談ができます。

